

雇用保険法

失業したときの安全ネット

小川英郎 / 弁護士(ウェール法律事務所)

失業給付いくら出る？

労働者にとって、仕事を失い、収入を断たれることほどつらいことはありません。そんなときの安全ネットが、雇用保険からの失業等給付です。雇用保険法は、失業保険法(47年制定)に代わって74年に制定されました。労働者が失業した場合などに必要な給付を行うことで、生活や雇用の安定を図り、その就職を促

進することを主な目的とする政府管掌の保険制度です。09年の改正で、失業等給付の受給要件である保険料納付期間が「過去1年」から「過去6ヵ月」に短縮され、非正規労働者の加入要件も「1年以上」の雇用見込みが「6ヵ月以上」に緩和されました。派遣労働者の場合、いわゆる登録型であっても、6ヵ月以上の勤務継続が見込まれる場合は加入できます。

雇用保険法は、労働者を雇用するすべての事業に適用されます(5人未満の農林水産業を除く)。支給される失業等給付は、①求職者給付(基本手当等)、②職業促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付があります。

中心となるのが、失業時に支給される「基本手当」です。定年、倒産、契約期間満了などで離職した際、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるように支給されるものです。支給日数は、離職した日の年齢や被保険者であった期間、離職理由などによって決められます(表)。

特に、倒産・解雇などで、再就職の準備をする時間的余裕がないまま離職を余儀なく

された人(特定受給資格者)、また、雇い止めなど期間の定めのある労働契約が更新されなかったり、その他やむを得ない理由により離職した人(特定理由離職者)は、支給日数が多くなっています。

実際に受け取れる金額ですが、(基本手当日額×給付日数)が支給されます。基本手当日額は失業前の賃金の多寡で異なりますが、年齢によって現在以下のように上限が定められています(上限額は毎年見直されます)。

- ▽30歳未満 6405円
- ▽30～45歳未満 7115円
- ▽45～60歳未満 7830円
- ▽60～65歳未満 6723円

基本手当を受給するには、ハローワークで「求職の申込み」を行います。就職の意思

と能力があるにもかかわらず、努力しても職業に就くことができない「失業の状態」にあることを示さなければなりません。

せん。したがって、▽病気がけがですぐには就職できないとき、▽妊娠・出産・育児のためすぐには就職できないとき、▽定年などで

さまざまな給付制度

ハローワークで行う職業相談の中で、再就職のために公共職業訓練などを受講することが必要と認められた場合は、職業安定所長がその訓練の受講を指示することがあります。

この場合には、訓練期間中に基本手当の所定給付日数が終了しても、訓練が終了する日まで引き続き基本手当が支給されるほか、訓練受講に要する費用として、基本手当とは別に、受講手当(日額500円)、通所手当(交通費、最大で月4万2500円)などが支給されます。

また「就職促進給付」として、正社員として再就職した人には「再就職手当」が、パート・アルバイトなど非正社

員として再就職した人には「就業手当」が支給されます(どちらも一定の条件あり)。

働く人の能力開発の取り組みを支援し、雇用安定と再就職促進を図る「教育訓練給付」もあります。被保険者(在職者)、または被保険者であった人(離職者)が、たとえば英会話やパソコン、資格取得のための講座などを受講し修了した場合、費用の20%(上限10万円)が支給されます。ただし、厚生労働大臣の指定する講座であることが必要です。

課題もあります。日本の失業給付は、失業者の2割程度しか受給しておらず、国際的にみても低い水準にあり、生活困窮者を生み出す原因となっていることです。安全ネットの拡充が必要です。

雇用保険による「基本手当」の支給日数

解雇・倒産等による退職の場合

区分	被保険者期間		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	1年未満	90日				
30歳未満			90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満	90日		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満					240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

自発的な退職の場合

区分	被保険者期間		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	1年未満	—				
全年齢			90日		120日	150日

き、▽定年などで退職し、しばらく休養しようと思っ